

令和5年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年12月13日（水曜日）

---

○議事日程（第4号）

令和5年12月13日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付  
職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第53号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第54号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい  
て
- 日程第 5 議案第55号 尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第56号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第57号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第58号 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議  
決について
- 日程第 9 議案第59号 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第60号 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第61号 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）  
の議決について
- 日程第12 議案第62号 令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）  
の議決について
- 日程第13 議案第63号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第14 議案第64号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第65号 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議  
決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第16 議員派遣について

○出席議員（7名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（1名）

5番 村田 幸隆 議員

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		野地	敬史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		濱田	一多朗	君
政策調整課調整監		西村	美克	君
総務課長		森本	眞明	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		大和	秀成	君
税務課長		三鬼	基史	君
市民サービス課長		湯浅	大紀	君
福祉保健課長		山口	修史	君
福祉保健課参事		世古	基次	君
環境課長		民部	泰行	君
商工観光課長		山中	英幹	君
水産農林課長		芝山	有朋	君
水産農林課参事		千種	正則	君
建設課長		塩津	敦史	君
水道部長		神保	崇	君
尾鷲総合病院事務長		竹平	專作	君
尾鷲総合病院総務課長		高濱	宏之	君
教	育	田中	利保	君

教育委員会教育総務課長	柳	田	幸	嗣	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高	田	秀	哉	君
教育委員会生涯学習課長	平	山		始	君
教育委員会生涯学習課参事	森	下	陽	之	君
監 査 委 員	民	部	俊	治	君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊
議 事 ・ 調 査 係 長	濱	野	敏	明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺	田	朋	実

[開議 午前 9時59分]

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、内山左和子議員、8番、中村レイ議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から日程第15、議案第65号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの計14議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました14議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[1番（南靖久議員）登壇]

1番（南靖久議員） それでは、常任委員会の報告をさせていただきます。行政常任委員会における議案審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第53号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」、議案第54号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第55号「尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について」、議案第56号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」、議案第57号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、議案第59号「令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第60号

「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第61号「令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第62号「令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第63号「和解及び損害賠償の額の決定について」、議案第64号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第65号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、以上、条例改正7件、補正予算関係6件、和解及び損害賠償の額の決定について1件の計14議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

去る12月7日、8日の2日間にわたり、午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第52号から議案第56号の5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第57号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきましては、中村レイ委員より、第2表債務負担行為補正のうち、「体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託」356万3,000円を削除する修正案が提出されました。当委員会といたしましては、直ちに提出された修正案の提案理由の説明を受けた後に、質疑、討論を行い、その後、修正案についての採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長において修正案は否決すべきものと裁決いたしました。

次に、改めて議案第58号の原案について採決を行った結果、修正案同様、可否同数となりましたので、先に同じく、委員長において原案のとおり可決すべきものと採決をいたしましたので、御報告をいたします。

なお、本支援業務につきましては、11月10日の行政常任委員会において、執行部より、耐震化、長寿命化の方針が示されたものであり、特に体育文化会館については、新築した場合と費用との比較資料について執行部に提出を求めています。

そして今回の委員会において、執行部より耐震・長寿命化のほうが市の財政負担が少ないという説明に対して、一部の委員より、住民に与える安心感、また将

来更新する際の負担増などを危惧し、新築を求める意見がありました。

また、修正案を提出された中村委員からは、プロポーザルで設計者を決めるのであれば、執行部側にも相応の能力が求められること、またその能力があるのであれば、今回の支援業務委託は不要ではないのかとの指摘もありました。

執行部側からは長寿命化に対する多様な提案が期待できることからプロポーザル方式を採用したいこと、また耐震化、長寿命化という複雑で規模の大きい改修の発注に当たっては、市だけではなく、三重県建設技術センターの支援もいただいた上で慎重を期して事業を推進したいとの回答がございました。

次に、議案第59号から議案第61号の3議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第62号「令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号及び追加議案であります議案64号と議案65号の3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査の中で、議案第63号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、日頃から事故の発生件数が多い環境課について、安全教育を徹底されるよう、委員会として強く要望をいたしました。

また、今回、追加議案として提出されました議案第65号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきましては、昨今の物価高騰に対する国、県の生活応援給付金事業に関する予算で、国の物価高騰対策生活支援給付金は、本年7月に住民税非課税世帯に一世帯当たり3万円が支給された事業の追加分として、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の支給、また、県の低所得者のひとり親世帯への生活応援給付金につきましても、同じく7月に実施された事業の追加分として、対象児童1人当たり一律2万円が給付されるものであります。いずれも長期化している生活物価高騰の影響を少しでも緩和するための給付金でございます。

議会といたしましても、対象者の皆様に速やかに給付金が行き渡るよう執行部に申し添えいたしたところであります。

以上で、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

8番、中村議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算のうち、第2表債務負担行為補正に計上されている体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化計画プロポーザル設計者選定支援業務委託356万3,000円について、その業務内容を見ますと、外部に支援してもらう必要はなく、建設課で十分対応できる業務でした。

過去においても、執行部はプロポーザルでの事業を経験しており、その手法を理解してのプロポーザル発注なら、支援の必要はないと思われま

す。何度も同じような発注を経験しておきながら、いまだ発注のための支援業務を委託する必要があるとするならば、それはもはや執行部にはプロポーザルで発注する能力がないと判断されても仕方がないことだと思います。

人的余裕がないなら、プロポーザルで設計者を選定するべきではありません。プロポーザルは執行部に十分な人的対応能力のある自治体が行うべきであり、本来、支援を受けなければ発注できない自治体が行うシステムではないのです。

今回示された予算についても、非常に不透明でした。

新築になれば多額な予算が出るという説明においても、何の根拠もありませんでした。そのような何の根拠もないような比較表を示されて、耐震化のほうが安価で安いと言われても、納得できるものではありません。

この債務負担行為は無駄であり、356万3,000円あるなら、須賀利や三木里のように避難階段があれば多くの住民の避難時間が短縮される事業に回すべきです。

私といたしましては、この無駄な債務負担行為をこのまま容認することはでき

ません。

よって、議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」に対し、反対するものです。御賛同いただきまして、よろしく反対に回っていただきますよう、お願いいたします。

これで反対討論を終わります。

議長（仲明議員） ほかにございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） 議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、特に第2表債務負担行為補正、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

体育文化会館の耐震化につきましては、災害時における避難施設となるべき施設として、平成24年策定の尾鷲市公共施設耐震改修計画において優先順位の高い施設と位置づけられております。

しかし、当時は、次代を担う子供たちの命を最優先と考え、平成23年度の尾鷲小学校を皮切りに市内小中学校の耐震補強計画が進行しておりました。

また、平成23年の東日本大震災を受け、同年8月には尾鷲保育園保護者会連絡協議会から、保育施設の耐震整備及び防災対策についての陳情書が提出され、同年9月29日には議会も採択し、津波浸水域にある保育園の高台移転が推進されることとなったことから、体育館などは先送りになったものと理解しております。

その後、小中学校の耐震化、保育園の高台移転が完了したことから、市役所本庁舎など行政施設の耐震化に取り組む中で、施設の複合化など公共施設の総合的な管理の見直しを図ってまいりました。

そして11月の行政常任委員会にて、体育文化会館は中央公民館の耐震補強及び長寿命化と併せ、耐震補強及び長寿命化することにより、教育委員会事務局が入る別館の機能移転による複合化が可能となる旨の説明を受けました。

今回の行政常任委員会では、新築移転では財源確保が困難であり、現体育文化会館の耐震補強及び長寿命化を図り、災害時における避難施設とするのが最適として、今後の事業スケジュール等が示されたものであります。

新築と耐震補強での財源に対する国の財政措置に大きな違いがあり、耐震補強



で総費用7億5,000万円が、実際市が払う費用は3億円以下にできることになる。新築して規模を小さくしたとしても、2億円の撤去費用は市の財源で用意しなければならないことから、財政の将来負担を考えれば、今回、体育館の安全を確保して、利用者の快適性を求める事業として適正であると考えます。

また、現在の立地について市民の意見を聞いたところ、JRの駅から徒歩圏内であること、自転車の利用者にも無理な場所でないことなど適切であるとの声をいただきました。

これまで長い間市民の皆様に御不便をおかけし、避難所として機能しないことで不安を感じさせていたことを1日でも早く解消させるためにも、これ以上先延ばしができないことと考えます。

執行部からは、現在の本市の財政状況で耐震補強工事を実施するためには、充当率が100%、交付税措置70%である緊急防災・減災事業債を活用するほかはないとの検討結果の下、2025年度に工事着工を実施しようとする、すぐに設計工事に向けた取組の必要があるため、新年度には設計に取りかかりたいとの説明を受けたものであります。

多くの市民が利用する体育文化会館において、発災時には安全の確保と、また発災後には多くの被災市民が避難できる体育文化会館の耐震及び長寿命化は、現状における最良の選択肢であると判断いたしました。

今後の事業進捗については、利用者をはじめ多くの市民から幅広く御意見を伺う機会を設けることをお願いを申し添え、私の補正予算案に対する賛成討論いたします。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 私は、議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算のうち、第2表債務負担行為補正に計上されております、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計業者選定支援業務委託356万3,000円につきましては、執行部が推し進める、築56年経過し耐震診断で駄目の結果が出て現在使用禁止となっている体育館に耐震補強を施し、長寿命化を図ると強気で述べられていますが、行政常任委員会で提出された

新築と耐震補強の対比表ですらきちんとした図面もなく、面積換算だけで出された金額であり、新築金額は耐震補強の3倍程度になっていましたが、もっと精査、議論を必要と考えます。

新築ならば追加予算もなく、一般入札にて金額も抑えられますが、耐震補強となると給排水関係はどうなりますか。トイレなども追加予算ですか。もちろん屋根の雨漏り対策も金額の中に含まれているのでしょうか。

ここで、誰にでも分かるような説明を私なりにさせていただきます。

例えば、スクールバスに例えると、50人乗りで56年間使用して、車検が通らなかったバスがあるとします。常時利用する学童が30人で、来年度は25人に減るとしますと、スクールバスは必要であることから、エンジンとタイヤを交換し、車体に全塗装を施し、座席も取り替えました。しかし、使用直後に段差でシャーシが金属疲労で折れました。となると、買換えしかありませんね。

これ体育館でも言えるんですよ。基礎が壊れた場合という意味で言うておるんですけど。

それならば、25人乗りの新車のスクールバスを無理をしてでも最初から買っていたのなら、50年以上は問題がないという話なんです。

それと討論に当たり、防災に詳しい一級建築士を有する他の地区の議員さんにもアドバイスをいただきました。

やはり、基礎部分は免震構造とするぐらいしかなく、「西川君、耐震補強を人間の体で例えると、幾ら立派な鉄のギプスで固めても、内部の骨や関節、筋肉はどうなりますか。」と笑われました。私にはこれ以上かみ砕いた説明はできません。

賛否を決するのは現在の議員です。

専門知識のない議員や勉強していない議員の方たちにも、また個人的に滅したい議員の提案であっても、自我を抑えて市民の有益性を鑑みてはいかがでしょうか。

税金は市民の皆さんが納めてくれた、まさに血税です。

後々後悔しないように使われるようにと思いを込めて、私の反対討論とします。賛同をよろしくお願いします。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

最初に、日程第2、議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第53号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第54号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第55号「尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第56号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第57号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（仲明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（仲明議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第59号「令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第60号「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 6 1 号「令和 5 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 6 2 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（仲明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 3、議案第 6 3 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 4、議案第 6 4 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 5、議案第 6 5 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等に関し、諸般の事情により変更が生じる場合等につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、11月28日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案14件につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、年の瀬も押し迫り、御多忙のことと存じますが、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ど

うもありがとうございました。

議長（仲明議員） 去る11月28日開会以来、長い間、誠に御苦勞さまでございました。

これをもって、令和5年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時34分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 内 山 左 和 子

署名議員 中 村 レ イ